

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桜井市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

## 評価実施機関名

桜井市長

## 公表日

令和3年9月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税(料)の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。</p> <p>①国民健康保険被保険者資格の管理            ②納入通知書による国民健康保険税(料)額の通知            ③国民健康保険に係わる証明書の発行            ④国民健康保険者台帳の照会            ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する            ⑥国民健康保険給付業務            ⑦国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務            ⑧オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という)</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理業務」を行うために、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム・中間サーバ・団体内統合宛名・レセプト管理システム・国保総合(情報集約)システム(次期国保総合システム及び国保情報集約システム)・医療保険者等向け中間サーバー等システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一の30の項            国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3            &lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;</p> <p>・番号法第9条第1項(利用範囲)            ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条            ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】            番号法第19条第8号 別表第二            1,2,3,4,5,6,8,9,11,12,15,16,17,18,20,22,23,26,27,28,29,30,31,33,34,35,37,38,39,40,42,46,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,78,80,81,84,87,88,91,92,93,94,97,101,102,103,106,107,108,109,113,114,115,116,117,120,121</p> <p>【情報照会】            番号法第19条第8号 別表第二 27,42,43,44,45</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;            ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)            ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長

<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>桜井市役所保険医療課 633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432-1 TEL:0744-42-9111</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>桜井市役所保険医療課 633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432-1 TEL:0744-42-9111</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税(料)の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。</li> <li>①国民健康保険被保険者資格の管理</li> <li>②納入通知書による国民健康保険税(料)額の通知</li> <li>③国民健康保険に係る証明書の発行</li> <li>④国民健康保険者台帳の照会</li> <li>⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する</li> <li>⑥国民健康保険給付業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税(料)の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。</li> <li>①国民健康保険被保険者資格の管理</li> <li>②納入通知書による国民健康保険税(料)額の通知</li> <li>③国民健康保険に係る証明書の発行</li> <li>④国民健康保険者台帳の照会</li> <li>⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する</li> <li>⑥国民健康保険給付業務</li> <li>⑦国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務</li> </ul>	事前	国民健康保険の都道府県単位化によるもの
平成29年6月1日	システムの名称	国民健康保険システム・中間サーバ・団体内統合宛名・レセプト管理システム	国民健康保険システム・中間サーバ・団体内統合宛名・レセプト管理システム・国保総合(情報集約)システム(次期国保総合システム及び国保情報集約システム)	事前	国民健康保険の都道府県単位化によるもの
平成29年6月1日	法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3	事前	国民健康保険の都道府県単位化によるもの
令和1年6月27日	Ⅱ. 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月13日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱ. 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月13日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅰ. 7. 特定個人情報の開示 訂正・利用停止請求	保険医療課	桜井市役所保険医療課 633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432-1 TEL.0744-42-9111	事後	
令和1年6月27日	Ⅰ. 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保険医療課	桜井市役所保険医療課 633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432-1 TEL.0744-42-9111	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策		「リスク対策」に関する記載を追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
令和2年3月31日	Ⅱ. 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施による変更
令和2年3月31日	Ⅱ. 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施による変更
令和3年9月18日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税(料)の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。</li> <li>①国民健康保険被保険者資格の管理</li> <li>②納入通知書による国民健康保険税(料)額の通知</li> <li>③国民健康保険に係る証明書の発行</li> <li>④国民健康保険者台帳の照会</li> <li>⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する</li> <li>⑥国民健康保険給付業務</li> <li>⑦国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税(料)の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。</li> <li>①国民健康保険被保険者資格の管理</li> <li>②納入通知書による国民健康保険税(料)額の通知</li> <li>③国民健康保険に係る証明書の発行</li> <li>④国民健康保険者台帳の照会</li> <li>⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する</li> <li>⑥国民健康保険給付業務</li> <li>⑦国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務</li> <li>⑧オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という)</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理業務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システム</li> </ul>	事後	
令和3年9月18日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム・中間サーバ・団体内統合宛名・レセプト管理システム・国保総合(情報集約)システム(次期国保総合システム及び国保情報集約システム)	国民健康保険システム・中間サーバ・団体内統合宛名・レセプト管理システム・国保総合(情報集約)システム(次期国保総合システム及び国保情報集約システム)・医療保険者等向け中間サーバ等システム	事後	
令和3年9月18日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項(利用範囲) ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和3年9月18日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の42の項	<p>【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二 1.2.3.4.5.6.8.9.11.12.15.16.17.18.20.22.23.26.27.28.29.30.31.33.34.35.37.38.39.40.42.46.48.53.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71.74.78.80.81.84.87.88.91.92.93.94.97.101.102.103.106.107.108.109.113.114.115.116.117.120.121</p> <p>【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二 27.42.43.44.45</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	